

選 択 約 款
(ガ ス 灯 契 約)

平成 29 年 4 月 1 日実施

山口合同ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. ガスメーターの不設置	2
7. 使用量の算定	2
8. 料 金	2
9. 延滞利息	2
10. 単位料金の調整	3
11. 名義の変更	4
12. 契約の変更又は解約	4
13. 本支管工事費の当社負担額	4
14. その他	4
付 則	
1. 実施の期日	5
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	5
(別 表)	6
1. 税抜料金の算定方法	6
2. 料金表（ガス灯契約）	7

1. 目的

この選択約款は、ガス灯の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用及び効率的な事業運営を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「ガス灯」とは、光源としてガスを使用する照明機器をいいます。
- (2) 「契約容量」とは、ガス灯の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し、3.6を乗じた値をいいます。（小数点第3位以下切り捨て）
- (3) 「契約1日当たり使用時間」とは、契約で定める各月の1日当たりの平均使用時間とします。（小数点第2位以下切り捨て）
- (4) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用量をいい、契約容量に契約1日当たり使用時間及び各月の月間日数を乗じて求めた値とします。（小数点以下切り捨て）
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (7) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (8) 「単位料金」とは、10に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

道路・公園等にガス灯を設置する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、原則としてガス灯1基を1需要場所として、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。
 - ① 契約容量
 - ② 契約1日当たり使用時間
 - ③ 契約月別使用量
 - ④ 契約年間使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。
- (4) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は他の契約（一般ガス供給約款に定める契約又は他の選択約款をいいます。）への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は他の契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は他の契約への変更の場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. ガスメーターの不設置

当社は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。

7. 使用量の算定

- (1) 当社は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。ただし、料金算定期間の確定のため、次の日に検針を行ったものとみなします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した日
 - ② 当社があらかじめ定めた日
 - ③ 需給契約を解約した日
 - ④ 一般ガス供給約款35に定めるガスの供給を停止した日
 - ⑤ 一般ガス供給約款36に定めるガスの供給を再開した日
- (2) 当社は、料金算定期間の使用量を原則として契約月別使用量と同量といたします。

8. 料 金

- (1) 当社は、(2)により算定された税抜料金に消費税等相当額を加えたものを、料金としてお支払いいただきます。
- (2) 当社は、別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、税抜料金を算定いたします。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客さまの都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金（税抜）は(2)に基づく1か月当たりの基本料金（税抜）全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

9. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日からお支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われている場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。
算定の対象となる税抜料金×支払期限日の翌日からお支払いの日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

10. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して税抜料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）＋0.086円×原料価格変動額／100円
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）－0.086円×原料価格変動額／100円

（備考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

75,650円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が121,040円以上となった場合は、121,040円といたします。

（算定式）

平均原料価格＝トン当たりLNG平均価格×0.9749
＋トン当たりブタン平均価格×0.0272

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、当社ホームページ、事業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

11. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

13. 本支管工事費の当社負担額

- (1) 本支管を延長する工事を伴う場合には、一般ガス供給約款別表第2の当社負担額は次により算定いたします。

$$\text{当社負担額} = A \times B$$

A：契約容量

B：一般ガス供給約款に定めるガスメーターの能力1立方メートル当たりの当社負担額

- (2) 道路上にガス灯が設置される場合であって、本支管からガス灯が占有する区画に至る導管経路上に内管が存在しない場合、本支管から分岐してガス灯が占有する区画との境界線までの導管を供給管、以降の器具バルブまでの導管を内管、器具バルブ以降を消費機器とみなします。

14. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は、平成29年4月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成29年3月31日までガス灯契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成29年4月1日以降、本選択約款が適用されるお客さまについて、本選択約款においても旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

(別 表)

1. 税抜料金の算定方法

- (1) 税抜料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表(ガス灯契約)

(1) 基本料金

1 基につき 及び 1 か月につき	864.00 円 (税込)
	800 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	100.0728 円 (税込)
	92.66 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに 10 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。